

第5次日田市行政改革大綱
第2期実行プラン
(令和2年度～令和5年度)

日 田 市

令和2年3月

第1改訂:令和3年8月

第2改訂:令和4年8月

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン実施事項一覧

基本方針	推進項目	No.	実施事項	担当課	頁
効率的・効果的な行政運営	事務事業の見直し	1	行政評価システムの見直し・改善	地方創生推進課	1
		2	公文書管理方法の見直し	総務課	2
		4	組織・機構の計画的な見直し	総務課	3
		33	デジタル技術を活用した行政事務の効率化	情報統計課	4
		34	一課一改善運動の推進	地方創生推進課	5
		35	実施計画策定方法の見直し	地方創生推進課	6
	人材育成の推進	5	人材育成の推進	総務課	7
		6	職員提案制度の推進	地方創生推進課	8
	財政の健全化	7	財務書類等を活用した適正な財政運営	財政課	9
		8	補助金の適正化	地方創生推進課	10
		9	施設使用料の見直し	地方創生推進課	11
		10	使用料・手数料の見直し	財政課 地方創生推進課	12
		11	有料広告事業の活用	地方創生推進課	13
		12	税の徴収率の向上	税務課	14
		13	第三セクターの見直し	地方創生推進課	15
		14	ふるさと納税の促進	地方創生推進課	16
		15	上下水道の整理合理化	経営管理課	17
		16	上下水道料金の徴収率の向上及び料金の見直し	経営管理課	18
	定員及び給与の適正な管理	18	定員管理の適正化	総務課	19
		19	給与の適正な管理	総務課	20
		20	時間外勤務の縮減	総務課	21
	公共施設等の適正な配置・管理	21	公共施設等総合管理計画の推進	地方創生推進課	22
		22	指定管理者制度活用の適正化	地方創生推進課	23
		23	老人福祉センターの民間委託の推進	老人福祉センター	24
行政サービスの質の向上	市民との協働の推進	24	NPO等との協働の推進	まちづくり推進課	25
		25	新しい公共の推進	まちづくり推進課	26
		26	情報提供の充実	地方創生推進課	27
		27	自主防災組織体制の強化	防災・危機管理課	28
	市民サービスの充実・向上	29	窓口業務の効率化	総務課	29
		30	緊急時の情報伝達手段の充実	防災・危機管理課	30
		31	広聴活動の充実	地方創生推進課	31
		36	デジタル技術を活用した市民サービスの提供	情報統計課	32

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	事務事業の見直し

実施事項		担当課	項目No.	
行政評価システムの見直し・改善		地方創生推進課	1	
現状・課題				
市民の視点を取り入れた行政評価を実施するとともに、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、その結果を適切に施策等に反映させる必要がある。				
実施内容				
市民の視点を取り入れた行政運営を確立するため、市民意識調査を定期的に行う。 市民意識調査の結果を基に指標を策定し、行政評価として施策及び事務事業の評価を行う。 行政評価の結果を適切に施策等に反映させた実施計画の策定を行う。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○市民意識調査を実施する(隔年) ○行政評価を行う ○行政評価の結果を実施計画の策定に活用する	【継続的な取組】 ○市民意識調査の結果を基にした指標を活用し行政評価を行う ○行政評価の結果を実施計画の策定に活用する	【継続的な取組】 ○市民意識調査を実施する(隔年) ○市民意識調査の結果を基にした指標を活用し行政評価を行う ○行政評価の結果を実施計画の策定に活用する	【継続的な取組】 ○市民意識調査の結果を基にした指標を活用し行政評価を行う ○行政評価の結果を実施計画の策定に活用する
実施による効果				
市民意識調査を基にした指標により、第6次総合計画の進捗状況や計画に基づく施策の満足度を市民と共有することができる。 行政評価に基づく事務事業の改善により、効率的な行政サービスを提供することができる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	事務事業の見直し

実施事項		担当課	項目No.	
公文書管理方法の見直し		総務課	2	
現状・課題				
公文書の適正な保管・保存のためには、効率的な保管方法の検討と保存が必要な文書の選別基準の策定が必要である。				
実施内容				
歴史的価値を有する公文書の選別基準に基づく選別・保管を実施する。また、庶務事務システムの導入に伴い、必要な事務について電子決裁のシステム化を図る。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】 ○歴史的公文書 ^{*1} の選別基準に基づくリストの作成 ○歴史的公文書の具体的選別の試行運用(総務課) ○電子決裁 ^{*2} の試行運用	【目標に向けた取組】 ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの作成(見直しを含む。) ○歴史的公文書の具体的選別の本格運用(全庁) ○電子決裁の試行運用	【目標に向けた取組】 ○歴史的公文書の選別による保管方法の検討 【継続的な取組】 ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの 作成・更新 ○ 歴史的公文書の本格運用(全庁) ○電子決裁の継続運用	【目標に向けた取組】 ○歴史的公文書の選別による保管方法の決定 【継続的な取組】 ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの 更新 ○電子決裁の継続運用
実施による効果				
全体的な公文書量の削減や検索性の向上とともに公文書の適正な保管・保存が図られる。				

*1 歴史的公文書 … 公文書のうち、後世に残すべき重要なもので、永久に保存をしていく必要があるもの。

*2 電子決裁 … 稟議書を紙に印刷することなく、電子文書を用いてコンピュータ上で決裁を行う方法。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	事務事業の見直し

実施事項		担当課	項目No.	
組織・機構の計画的な見直し		総務課	4	
現状・課題				
多様化する住民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、定期的に組織機構の見直しを行っている。				
実施内容				
次年度以降に予定する政策等を踏まえて、新たな行政課題に対応する組織・機構へと適宜改編を行う。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○必要に応じて組織機構の改編を行う	【継続的な取組】 ○必要に応じて組織機構の改編を行う	【継続的な取組】 ○必要に応じて組織機構の改編を行う	【継続的な取組】 ○必要に応じて組織機構の改編を行う
実施による効果				
住民ニーズや新たな行政課題に対して迅速かつ的確に対応できる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	事務事業の見直し

実施事項		担当課	項目No.	
デジタル技術を活用した行政事務の効率化		情報統計課	33	
現状・課題				
急速に進む社会のデジタル化を背景として、デジタル技術を活用した行政事務の更なる効率化が求められている。このため、国が進める業務システムの標準化や情報システムの積極的導入による業務の効率化、RPA ^{*1} やAI-OCR ^{*2} などを活用した事務の効率化、オンライン会議等を活用するための情報通信環境の整備などを進めなければならない。				
実施内容				
デジタル技術の活用が業務の効率化につながる行政事務を対象に、国が進める業務システムの標準化や各種情報システムの導入、RPAやAI-OCRなどを活用した事務の効率化、オンライン会議等の活用を可能とする情報通信環境の整備を進め、業務の効率化を図るもの。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCRの試験的導入 ○窓口支援システム導入の検討	【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCRの導入範囲の拡大 ○窓口支援システムの導入(市民課) ○キャッシュレス決済の導入	【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCR導入範囲の拡大 ○リモート会議環境の整備 ○モバイルワーク環境の整備	【目標に向けた取組】 ○RPA・AI-OCR導入範囲の拡大 ○リモート会議環境の利用拡大 ○モバイルワーク環境を利用する業務の拡大
実施による効果				
業務システムの導入や標準化の推進により行政事務を迅速化・効率化することができるほか、RPAやAI-OCRなどを活用することで業務にかかる労力の削減や事務の正確性を確保することができる。また、情報通信環境の整備によりオンライン会議等を活用することが可能となり、行政事務全体の効率化を図ることができる。				

*1 RPA … ロボティック・プロセス・オートメーションの略。マウスやキーボードを用いた定型作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化するもの。

*2 AI-OCR … AI(人工知能)の技術を取り入れたOCR。手書きの書類や帳票を読み取りデータ化するもの。
 ..AIにより手書き文字の癖や書類のレイアウトを学習することで、高精度な識字が可能。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	事務事業の見直し

実施事項		担当課	項目No.	
一課一改善運動の推進		地方創生推進課	34	
現状・課題				
<p>行政事務を効率的に進めるためには、常に行政内部における事務処理を見直しながら改善に努める必要がある。このため、部局ごとの事務改善に向けた取組や、職員一人一人の事務改善意識を向上させる取組を推進する必要がある。</p>				
実施内容				
<p>各年度に実施済みの業務改善の取組を募集し、全庁的に共有することで取組の普及を図る。また、その取組を審査委員会にて審査し優秀なものを表彰することで、職員の事務改善意識の向上を図る。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各課改善提案の募集及び審査の実施 ○提案された改善事項の普及促進 			
実施による効果				
<p>全職員が業務改善を考える機会を作ることで職員の改善意識の高揚を図り、市政の効率的な運営及び市民サービスの向上に繋がる。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	事務事業の見直し

実施事項		担当課	項目No.	
実施計画策定方法の見直し		地方創生推進課	35	
現状・課題				
限られた財源を有効に活用し、複雑・多様化する住民ニーズに最大限対応していくためには、事務事業の廃止を含めた見直しが必要である。しかし、予算編成の指針となる実施計画の策定には多くの時間を要しており、事業の見直しに必要な時間の確保が難しい状況である。				
実施内容				
膨大な事務量を要している現在の実施計画策定方法を検証し、効率的な策定方法等の導入の可能性を検討する。 また、検討結果に基づき、実施計画策定方法を見直す。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】 ○実施計画策定方法の検証、及び他自治体の手法の研究 ○検証結果に基づき策定方法を見直す ○見直した策定方法の検証	【目標に向けた取組】 ○他自治体の手法の研究 ○検証結果に基づき策定方法を見直す ○令和2～3年度の実施計画策定方法の検証	【継続的な取組】 ○検証結果に応じて策定方法を見直す	【継続的な取組】 ○検証結果に応じて策定方法を見直す
実施による効果				
総合計画で示す施策に基づき事業を進められるとともに、予算編成作業時間の縮減が図られる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	人材育成の推進

実施事項		担当課	項目No.	
人材育成の推進		総務課	5	
現状・課題				
平成26年度に策定した日田市人材育成基本方針に基づき、年度計画を毎年度策定し、階層別研修等を通し、職員の政策形成能力の向上や高度な専門知識の習得及び職員としての資質の向上に努めている。今後は人事評価結果の活用も含めながら、効率的な職員研修を実施していく。				
実施内容				
日田市人材育成基本方針に基づいた各種研修等を通じて、政策形成能力等の職員のスキルアップを図り、本市が抱える各種の課題解決のできる人材の育成に取り組む。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○年度研修計画の策定 ○各種研修の実施	【継続的な取組】 ○年度研修計画の策定 ○各種研修の実施	【継続的な取組】 ○年度研修計画の策定 ○各種研修の実施	【継続的な取組】 ○年度研修計画の策定 ○各種研修の実施
実施による効果				
市民感覚・市民目線に立った責任と自覚ある職員を養成することにより、市民ニーズに応えられる質の高い行政サービスを提供する。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	人材育成の推進

実施事項		担当課		項目No.
職員提案制度の推進		地方創生推進課		6
現状・課題				
職員提案制度については、職員による積極的かつ自由な提案により、日常業務の効率化や市民サービス向上のための事務改善、新規事業の企画立案に繋げるため、平成6年度に制度化し実施してきた。				
実施内容				
本制度の必要な見直しを行いながら、業務の効率化や事務改善を行うことで意識改革を行う。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○提案募集を実施 ○審査会を経て事業化を検討する	【継続的な取組】 ○提案募集を実施 ○審査会を経て事業化を検討する	【継続的な取組】 ○提案募集を実施 ○審査会を経て事業化を検討する	【継続的な取組】 ○提案募集を実施 ○審査会を経て事業化を検討する
実施による効果				
職員の行政参画意欲の向上が図られ、市政の効率的な運営及び市民サービスの向上に繋がる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項		担当課	項目No.	
財務書類 ^{*1} 等を活用した適正な財政運営		財政課	7	
現状・課題				
市町村合併に伴う普通地方交付税の優遇措置が令和元年度までで終了し、今後の財政見通しでは、歳入の減少額が歳出の削減額を上回ることが見込まれている。こうした中、健全な財政運営を維持していくためには、歳入の確保に努めながら、歳出全般の抑制を図らなければならない。 平成30年度経常収支比率 ^{*2} 94.9%、実質公債費比率 ^{*3} 4.7%、将来負担比率 ^{*4} 「負担比率なし」				
実施内容				
財政推計を適宜見直すとともに統一的な基準による財務書類を予算編成等に活用し、持続可能な財政運営を維持していく。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○財務書類の分析により、適正な予算編成を行う。 ○財政推計の見直しを行う。 【目標値】 ○実質公債費比率4.0%以下 ○将来負担比率「負担比率なし」 ○基金残高 ^{*5} 60億円	【継続的な取組】 ○財務書類の分析により、適正な予算編成を行う。 ○財政推計の見直しを行う。 【目標値】 ○実質公債費比率4.0%以下 ○将来負担比率「負担比率なし」 ○基金残高60億円	【継続的な取組】 ○財務書類の分析により、適正な予算編成を行う。 ○財政推計の見直しを行う。 【目標値】 ○実質公債費比率4.0%以下 ○将来負担比率「負担比率なし」 ○基金残高60億円	【継続的な取組】 ○財務書類の分析により、適正な予算編成を行う。 ○財政推計の見直しを行う。 【目標値】 ○実質公債費比率4.0%以下 ○将来負担比率「負担比率なし」 ○基金残高60億円
実施による効果				
持続可能な財政運営により、継続して質の高い住民サービスを提供することができる。				

*1 財務書類 … 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。

*2 経常収支比率 … 人件費や扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が地方税などの毎年度経常的に収入となる一般財源に占める比率で地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。

*3 実質公債費比率 … 地方公共団体の収入に対する実質的な借入金返済額の比率で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

*4 将来負担比率 … 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

*5 基金残高 … 財政調整基金、減債基金、市職員退職手当基金、災害対策基金残高の合計額。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項	担当課	項目No.		
補助金の適正化	地方創生推進課	8		
現状・課題				
<p>団体等への補助金については、補助対象経費や交付額の算定根拠が不明確なものが見受けられるため、平成29年度に補助金の統一的事項を定めたガイドライン（基準）を策定し、補助金の適正化に向けた取組を進めている。</p>				
実施内容				
<p>平成29年度に策定した「補助金の適正化に関するガイドライン」に基づき、各補助金における補助対象経費や交付額の算定根拠等のチェックを所管課において実施し、ガイドライン規定事項の相違点などを踏まえた上で、必要な見直し等を行い全庁的に補助金の適正化を図る。また、3年ごとに同様の検証を行い、適正化の進行管理に努める。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【継続的な取組】 ○ガイドラインに基づいて補助金の見直し等を随時行う ○補助金現況調書による検証を実施(3年に1回)</p>	<p>【継続的な取組】 ○ガイドラインに基づいて補助金の見直し等を随時行う</p>	<p>【継続的な取組】 ○ガイドラインに基づいて補助金の見直し等を随時行う</p>	<p>【継続的な取組】 ○ガイドラインに基づいて補助金の見直し等を随時行う ○補助金現況調書による検証を実施(3年に1回)</p>
実施による効果				
<p>補助金の支出における統一的事項を定めたガイドラインに基づき、全庁的な適正化を図ることで、市民への明確な説明責任を果たす補助金制度の仕組みを確立することができる。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項		担当課		項目No.
施設使用料の見直し		地方創生推進課		9
現状・課題				
<p>公共施設等総合管理計画の策定と合わせて、市の施設使用料の減免状況の調査を行ったところ、用途が異なる施設で実費負担の取り扱いが異なるなど、受益者負担の観点から見直しが必要であることが分かった。</p>				
実施内容				
<p>令和元年度に決定した方針に沿って施設使用料及びその減免について見直しを行い、適正化を図る。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設使用料の減免対象範囲を決定する ○利用者への周知を行う ○条例改正等の必要な事務手続きを行う 	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設使用料の減免対象を整理する ○条例改正等の必要な事務手続きを行う ○利用者への周知を行う 	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設使用料の減免対象を整理する ○規則の改正等必要な事務手続きを行う ○利用者への周知を行う 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○No.10に統合のうえ必要に応じて使用料の見直しを継続する
実施による効果				
<p>受益者負担の適正化と公平性の確保が図られる。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項		担当課		項目No.
使用料・手数料の見直し		財政課・地方創生推進課		10
現状・課題				
令和元年10月の消費税率改定に伴い、税負担を適正に転嫁するため、使用料・手数料の改定を行ったところである。今後も引き続き、行政サービスの受益と負担の公平性の観点から常に見直しが必要である。				
実施内容				
行政サービスの受益と負担の公平性の観点から見直しを行い、適正化を図る。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○適正な使用料・手数料かを把握し、必要に応じて見直しを行う	【継続的な取組】 ○適正な使用料・手数料かを把握し、必要に応じて見直しを行う	【継続的な取組】 ○適正な使用料・手数料かを把握し、必要に応じて見直しを行う	【継続的な取組】 ○適正な使用料・手数料かを把握し、必要に応じて見直しを行う
実施による効果				
受益者負担の適正化と公平性の確保が図られる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項		担当課		項目No.
有料広告事業の活用		地方創生推進課		11
現状・課題				
<p>これまで、各種印刷物やホームページ、庁舎1階の番号案内表示機等を広告媒体として活用してきた。このうち、ホームページについては平成29年度に広告代理店を導入して安定した広告収入の確保に取り組んできたが、広告枠すべてを埋めるには至っていないことから、現在広告枠を取り扱っている代理店から今後の継続は困難という意思表示をされている。そのため、新たな財源の確保及び経費の削減を行うためには、新たな広告媒体の検討が必要である。</p> <p>また、庁内全体で「財源を確保するための広告に対する取組み」にばらつきがある状況である。</p>				
実施内容				
<p>有料広告に関する取組を各課と共有し、現在活用している広告媒体の有効性を再確認し見直すとともに、各課が所管する施設や設備等の中から新たな広告媒体となりうるものを掘り起こして活用する。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在活用している広告媒体の検証及び見直し <p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな広告媒体の掘り起こしを行う 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな広告媒体の掘り起こしを行う 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな広告媒体の掘り起こしを行う 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな広告媒体の掘り起こしを行う
実施による効果				
<p>有料広告を活用することで、市の新たな財源の確保及び経費の削減が図られる。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項		担当課	項目No.	
税の徴収率の向上		税務課	12	
現状・課題				
<p>税の公平性の観点や自主財源を安定的に確保するため、市税徴収率の向上に取り組んできており、平成30年度の市税徴収率は96.55%となっている。</p>				
実施内容				
<p>効率的な収納体制の構築や収納環境の多様化に対応するとともに、滞納者に対する納税相談などの取り組みを実施することにより、市税徴収率の向上に努め、令和5年度までに97.05%を目指す。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	○徴収率目標値 96.75%	○徴収率目標値 96.85%	○徴収率目標値 97.42%	○徴収率目標値 97.05%
実施による効果				
<p>平成30年度の市税徴収率から0.5ポイント向上することにより、平成30年度調定額ベースで116,033千円の効果額が見込まれる。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項		担当課	項目No.	
第三セクター ^{*1} の見直し		地方創生推進課	13	
現状・課題				
第三セクターを設立した時点からさらなる人口減少の進行や社会情勢の変化が見られるため、それぞれの目的や役割を再確認し、民営化も含めた第三セクターの経営の改善を検討する必要がある。				
実施内容				
第三セクターに対して、民営化も含めた経営改善等の助言・指導を行う。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】 ○民営化に向けた準備を行う 【継続的な取組】 ○第三セクターの民営化を視野にいれた経営改善等の助言・指導を行う	【継続的な取組】 ○第三セクターの民営化を視野にいれた経営改善等の助言・指導を行う	【継続的な取組】 ○第三セクターの民営化を視野にいれた経営改善等の助言・指導を行う	【継続的な取組】 ○第三セクターの民営化を視野にいれた経営改善等の助言・指導を行う
実施による効果				
第三セクターの経営改善を行うことで、財政の健全化が図られる。				

*1 第三セクター … 国または地方公共団体が民間企業と共同出資により設立した法人のこと。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項		担当課		項目No.
ふるさと納税の促進		地方創生推進課		14
現状・課題				
<p>本市へのふるさと納税による寄附は年々増加傾向にあり、自主財源確保のための有効な取組となっている。今後も全国の自治体と競争となる中、本市の特産品や寄附金の使途を効果的にPRすることで、多くの寄附金の獲得を目指す必要がある。</p>				
実施内容				
<p>返礼品の見直しやホームページ、パンフレットのリニューアルなどを行うとともに、市内高校の同窓会組織等と連携して、特に本市出身者や縁故者への制度周知に取り組み、自治会還流制度の更なる促進に努める。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	○寄附金目標額 300,000,000円	○寄附金目標額 500,000,000円	○寄附金目標額 500,000,000円	○寄附金目標額 500,000,000円
実施による効果				
<p>寄附金額の増加により自主財源の確保ができるとともに、地場産品等の消費拡大による税収の増も期待できる。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項		担当課	項目No.	
上下水道の整理合理化		経営管理課	15	
現状・課題				
<p>水道事業については、国より平成28年11月に水道広域化等の必要性、また、下水道事業については、平成30年1月に、下水道事業の運営に係る広域化・共同化の必要性がそれぞれ提示されたことから、状況を注視しながら、方針等について検討する必要がある。</p>				
実施内容				
<p>水道事業については水道広域化等、下水道事業については広域化・共同化について、大分県及び県下各市町村と方針等について検討を進める。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【目標に向けた取組】 ○広域連携や共同化について、大分県及び県下各市町村と検討を進める</p> <p>【継続的な取組】 ○水道及び下水道の施設や経営の合理化を進める</p>	<p>【目標に向けた取組】 ○広域連携や共同化について、大分県及び県下各市町村と検討を進める</p> <p>【継続的な取組】 ○水道及び下水道の施設や経営の合理化を進める</p>	<p>【目標に向けた取組】 ○広域連携や共同化について、大分県及び県下各市町村と検討を進める</p> <p>【継続的な取組】 ○水道及び下水道の施設や経営の合理化を進める</p>	<p>【目標に向けた取組】 ○広域連携や共同化について、大分県及び県下各市町村と検討を進める</p> <p>【継続的な取組】 ○水道及び下水道の施設や経営の合理化を進める</p>
実施による効果				
<p>水道事業及び下水道事業運営の効率化が図られる。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	財政の健全化

実施事項	担当課	項目No.				
上下水道料金の徴収率の向上及び料金の見直し	経営管理課	16				
現状・課題						
<p>上下水道の徴収率向上のため、毎月文書督促や戸別訪問、給水停止を行っている。また平成25年10月から上下水道料金の統一を図り、令和5年9月までに経過措置を行うこととしているため、毎年システム検証等の確認作業が必要となっている。緩和措置の終了後には、料金が3.5倍以上になる簡易水道もある。</p>						
実施内容						
<p>上下水道の徴収率向上に取り組むとともに、上水道、給水施設の水道料金統一の経過措置を令和5年9月まで行う。令和元年7月から滞納整理業務について、民間のスキルを活用し徴収率の向上に取り組んでいる。また、地方公営企業法を適用した下水道事業の下水道使用料の検証を決算状況に基づき令和4年度までに行う。上水道料金についても検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道目標徴収率 ・給水施設目標徴収率 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">現年度分 90.5%</td> <td style="width: 50%;">現年度分 99.5%</td> </tr> <tr> <td>過年度分 75.0%</td> <td>過年度分 94.5%</td> </tr> </table>			現年度分 90.5%	現年度分 99.5%	過年度分 75.0%	過年度分 94.5%
現年度分 90.5%	現年度分 99.5%					
過年度分 75.0%	過年度分 94.5%					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
取組	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経過措置を実施する ○毎月滞納整理を実施する ○下水道料金の検証を行う 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経過措置を実施する ○毎月滞納整理を実施する ○下水道料金の検証を行う 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経過措置を実施する ○毎月滞納整理を実施する ○下水道料金の検証を行う ○上水道料金の検証を行う 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経過措置を実施する ○毎月滞納整理を実施する ○上水道料金の検証を行う 		
実施による効果						
上下水道事業の経営の安定化が図られる。						

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	定員及び給与の適正な管理

実施事項		担当課	項目No.	
定員管理の適正化		総務課	18	
現状・課題				
定員管理方針に基づき、年間2回のヒアリング（6月・1月）を通し、事務事業の見直しや業務委託等の民間活用など、行政事務の構造的な改革を含め所属部署と協議を進めながら、職員数の適正化を図っている。引き続き、行政需要の見通しや多様な任用形態を踏まえながら適正な定員管理に取り組む必要がある。				
実施内容				
多様な任用制度の活用を検討しながら、定員管理方針に基づいた定員管理の実施に努める。限られた人材を有効に活用していくため、業務内容に応じて、課内で随時、適正な職員配置を行う。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】 ○新たな定員管理方針の運用開始 【継続的な取組】 ○定員管理方針に基づいた適正な管理を行う ○必要に応じて多様な任用制度の活用を検討する ○業務内容に応じた適正な職員配置を行う	【継続的な取組】 ○定員管理方針に基づいた適正な管理を行う ○必要に応じて多様な任用制度の活用を検討する ○業務内容に応じた適正な職員配置を行う	【継続的な取組】 ○定員管理方針に基づいた適正な管理を行う ○必要に応じて多様な任用制度の活用を検討する ○業務内容に応じた適正な職員配置を行う	【継続的な取組】 ○定員管理方針に基づいた適正な管理を行う ○必要に応じて多様な任用制度の活用を検討する ○業務内容に応じた適正な職員配置を行う
実施による効果				
行政需要や行政サービスの向上に対応可能な組織の構築を図るとともに、職員の働き方改革に努める。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	定員及び給与の適正な管理

実施事項		担当課	項目No.	
給与の適正な管理		総務課	19	
現状・課題				
<p>人事院勧告^{*1}等の動向を見極めながら給与の改定を行うとともに、給与制度・運用・水準の適正化を図るため、平成28年度に給与制度の総合的見直しや職務分類表の見直しと職務給の適正化を実施した。引き続き、給与の一層の適正化に努める必要がある。</p>				
実施内容				
<p>人事院勧告等の動向を見極めながら給与改定を行うとともに、職務給・均衡・情勢適応の原則に基づき適正な給与制度の確立に努める。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○人事院勧告等による改定を実施する	【継続的な取組】 ○人事院勧告等による改定を実施する	【継続的な取組】 ○人事院勧告等による改定を実施する	【継続的な取組】 ○人事院勧告等による改定を実施する
実施による効果				
<p>市民に理解される給与制度が確立できる。</p>				

*1 人事院勧告 … 人事院が国家公務員の給与・勤務条件などの待遇の改善について、国会および内閣に勧告すること。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	定員及び給与の適正な管理

実施事項		担当課	項目No.	
時間外勤務の縮減		総務課	20	
現状・課題				
<p>事務事業を効率的に執行していくためには、職員の健康管理と時間外勤務の縮減によるワーク・ライフ・バランス*の確保が重要であるため、各職場ごとに事務事業の見直しや時間外禁止月間の設定等の取り組みを推進しているが、削減が図られていない。</p>				
実施内容				
<p>定員管理ヒアリング時の聞き取りや時短検討委員会において分析・検証を行い、ITの導入による事務効率の改善を含む新たな縮減策を推進する。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○庶務事務システムの導入後の検証を実施 ○時間外勤務の縮減に向けたシステム導入を検討 <p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短検討委員会の開催 ○時間外勤務の縮減徹底 ○課別ヒアリング ○時間外勤務縮減強化月間の実施 ○ノー残業デーの実施 	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じた庶務事務システムの改修を実施 ○時間外勤務の縮減に向けたシステムの導入を検討・実施 <p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短検討委員会の開催 ○時間外勤務の縮減徹底 ○課別ヒアリング ○時間外勤務縮減強化月間の実施 ○ノー残業デーの実施 	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○導入したシステムの検証を実施 <p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短検討委員会の開催 ○時間外勤務の縮減徹底 ○課別ヒアリング ○時間外勤務縮減強化月間の実施 ○ノー残業デーの実施 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○時短検討委員会の開催 ○時間外勤務の縮減徹底 ○課別ヒアリング ○時間外勤務縮減強化月間の実施 ○ノー残業デーの実施
実施による効果				
<p>時間外勤務縮減により職員の意識改革がなされ、ワーク・ライフ・バランスが確保される。また、時間外勤務の分析及び検証により事務事業の効率化が図られる。</p>				

*1 ワーク・ライフ・バランス … 働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。仕事と生活の調和を図る取組。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	公共施設等の適正な配置・管理

実施事項		担当課		項目No.
公共施設等総合管理計画の推進		地方創生推進課		21
現状・課題				
将来にわたって必要な公共施設等を維持し、将来世代の負担軽減を図るため、平成28年度に日田市公共施設等総合管理計画を策定した。今後は、計画の確実な推進を図れるかが課題となる。				
実施内容				
公共施設等総合管理計画で掲げられている、令和37年度までの40年間で延床面積を30%削減することを目指して、進捗管理を徹底し、計画の確実な推進を図る。また、市の財政状況等を踏まえ計画の必要性について市民へ説明することで、計画の推進について理解を求める。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】 ○個別施設計画の策定 ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を6.2%削減	【目標に向けた取組】 ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を7.1%削減	【目標に向けた取組】 ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を10.5%削減	【目標に向けた取組】 ○対象施設に関する住民説明の実施 ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を10.7%削減
実施による効果				
公共施設等の効果的で効率的な管理運営を行うことにより、必要な施設を維持することができる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	公共施設等の適正な配置・管理

実施事項		担当課		項目No.
指定管理者制度活用の適正化		地方創生推進課		22
現状・課題				
指定管理者制度を活用して、施設の適正かつ効率的な管理運営と透明性の確保に努めてきた。本市は指定管理者制度を活用して管理運営を行う施設が多いため、引き続き適正な活用が必要となる。				
実施内容				
ガイドラインに沿った、適切な制度の運用を図る。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○運用上の課題の検証を行い必要があればガイドラインの見直しを行う	【継続的な取組】 ○運用上の課題の検証を行い必要があればガイドラインの見直しを行う	【継続的な取組】 ○運用上の課題の検証を行い必要があればガイドラインの見直しを行う	【継続的な取組】 ○運用上の課題の検証を行い必要があればガイドラインの見直しを行う
実施による効果				
指定管理者制度を活用し、施設の効率的な管理運営を行うことができる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	効率的・効果的な行政運営
推進項目	公共施設の効率的な設置・運営

実施事項		担当課		項目No.
老人福祉センターの民間委託の推進		老人福祉センター		23
現状・課題				
平成31年4月1日から日田市老人クラブ連合会に、一部業務委託を実施した。今後は、より効率的な施設管理運営を図るため、施設運営業務の民間委託について、指定管理者制度の導入を視野に入れて検討する必要がある。				
実施内容				
民間委託等を推進するに当たり、老人福祉センター（付設作業所を含む）の建替えの方向性を決定するとともに、指定管理者制度の導入を含めた業務委託を検討、開始し、施設の効率的な管理運営を図る。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】 ○業務委託の具体的な条件等の確認を行い検討する ○施設の建替えの方向性を検討する	【目標に向けた取組】 ○業務委託の方向性を決定する ○施設の建替えの方向性を決定する	【目標に向けた取組】 ○業務委託の方向性を決定する	【目標に向けた取組】 ○業務委託の準備
実施による効果				
効率的な施設管理運営ができ、高齢者福祉サービスの向上と行政コストの削減が図られる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	行政サービスの質の向上
推進項目	市民との協働の推進

実施事項	担当課	項目No.		
NPO ^{*1} 等との協働の推進	まちづくり推進課	24		
現状・課題				
<p>市内には、まちづくり活動に取り組む様々な団体があるが、活動内容等があまり知られていないこともあり、人材や資金不足等により活動が広がらない団体もある。これらの団体が継続的な活動を行うことができるよう、団体を紹介する方法や資金や人材育成等の課題に関する支援が必要である。</p>				
実施内容				
<p>まちづくり活動に取り組む団体や個人の活動を促進するため、相互の連携を深めるとともに、情報の収集と発信を行いながら継続的な活動ができるよう、資金調達や人材育成等に関する研修会を実施する。</p> <p>また、既に活動を行っている団体を対象にその団体が抱える課題を解決するために、年間を通して伴走型の支援を行う。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな協働事業の実施 ○NPO等に関する講座の開催 ○伴走型支援の実施(2団体) 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな協働事業の実施 ○NPO等に関する講座の開催 ○伴走型支援の実施(2団体) 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな協働事業の実施 ○NPO等に関する講座の開催 ○伴走型支援の実施(2団体) 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな協働事業の実施 ○NPO等に関する講座の開催 ○伴走型支援の実施(2団体)
実施による効果				
<p>NPO等の専門性を生かした協働事業を行うことで、行政だけでは対応困難な幅広い市民ニーズへの対応や地域の課題解決につながる。</p> <p>伴走型の支援を行うことで、NPO等の組織力・運営力の向上が図られ、継続的かつ活発な活動が期待できるとともに、市内のNPO活動の活性化につながる。</p>				

*1 NPO … Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人や営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	行政サービスの質の向上
推進項目	市民との協働の推進

実施事項		担当課		項目No.
新しい公共 ^{*1} の推進		まちづくり推進課		25
現状・課題				
<p>国や市町村等は一律の行政サービスを提供しているが、人口減少や高齢化に伴い地域の活力が低下している。このままでは、コミュニティの崩壊が考えられ、地域の自治活動が成り立たなくなる可能性もあることから、公共の在り方を見直す必要がある。</p> <p>また、行政の税収の減、財政規模の縮小化、職員の減による行政ができる幅の縮小化により市民の多様で細かいニーズまで応えることができない。</p>				
実施内容				
<p>地域の現状を理解し、10年後・20年後を見据えながら地域で暮らし続けていくために、住民自らが地域を作り上げるという意志を持ち活動する住民自治組織の設立を支援していく。また、住民自治組織の活動に対し、交付金等による支援を行う。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民同士が話し合う場づくり ○住民自治組織の設立・活動支援 			
実施による効果				
<p>住民自治組織設立により、細かい住民のニーズに対応ができ、安心して快適に暮らし続けていくことができる。</p>				

^{*1} 新しい公共 … 地域の多様な主体が行政だけでは担いきれない新しいニーズや課題に対応した「公共サービス」の担い手となり協力し合いながら、豊かで住みよい、活気のある地域社会を築いていくこと。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	行政サービスの質の向上
推進項目	市民との協働の推進

実施事項	担当課	項目No.		
情報提供の充実	地方創生推進課	26		
現状・課題				
<p>現在の情報発信は広報紙、ホームページ、SNS*¹といった自前の媒体で主体的に発信するものと、記者クラブ(メディア)を活用して発信するものがある。情報発信の頻度や取組みについては各主管課によって認識のばらつきが見られることから、情報発信の重要性を庁内全体で共有し、情報発信力を高めていく必要がある。</p>				
実施内容				
<p>市の情報を発信することの重要性を市職員が認識しながら、市民との情報の共有と市外への認知度・好感度の向上を図るため、市ホームページやSNS等においてアクセス数などの分析を行い、閲覧者、閲覧ページ等の状況を参考にしながら、行政情報や地域情報を積極的に提供する。また、新たな媒体(主にデジタル媒体)の利活用についても積極的に検討する。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ機能拡張の検討 <p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員に対するホームページ研修 ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員に対するホームページ研修 ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員に対するホームページ研修 ○市ホームページを随時更新 ○市SNSの適正な運用
実施による効果				
<p>行政情報の発信手段として、市ホームページや市SNSを活用し、行政情報を発信することで、市民との情報の共有化と、市の認知度・好感度向上を図ることができる。</p>				

*¹ SNS … Social Networking Serviceの略。インターネット上で人と人とのつながりを促進するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	行政サービスの質の向上
推進項目	市民との協働の推進

実施事項		担当課	項目No.	
自主防災組織体制の強化		防災・危機管理課	27	
現状・課題				
<p>自主防災組織については、防災用資機材の整備や防災士を多数養成している自主防災組織がある一方で、防災訓練が未実施や防災士が未配置の自主防災組織もあるため、更なる組織体制の強化が必要である。</p>				
実施内容				
<p>防災用施設及び資機材の整備、防災訓練等に係る経費を補助するとともに、地域防災のリーダーとしての防災士の養成や防災士同士の横の連携を図る組織づくりの取組等を行い、自主防災組織の強化を図る。 また、避難所（指定避難所及び自主避難所）の配置等について、必要に応じて自主防災組織と協議を行うなど、継続的な見直しを行う。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災用資機材、防災訓練等に対する支援 ○新たに50人の防災士を養成 ○防災士組織の設立の支援 ○モデルとなる自主防災組織の支援(5組織/年) ○見直した避難所の周知・徹底 ○ハザードマップの作製に合わせて、避難所の配置等を見直す 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災用資機材、防災訓練等に対する支援 ○新たに50人の防災士を養成 ○防災士組織の設立の支援 ○モデルとなる自主防災組織の支援(5組織/年) ○見直した避難所の周知・徹底 ○国、県の危険区域の指定見直し等、必要により避難所の配置等を見直す 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災用資機材、防災訓練等に対する支援 ○新たに50人の防災士を養成 ○防災士組織の活動支援 ○モデルとなる自主防災組織の支援(5組織/年) ○見直した避難所の周知・徹底 ○国、県の危険区域の指定見直し等、必要により避難所の配置等を見直す 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災用資機材、防災訓練等に対する支援 ○新たに50人の防災士を養成 ○防災士組織の活動支援 ○モデルとなる自主防災組織の支援(5組織/年) ○見直した避難所の周知・徹底 ○国、県の危険区域の指定見直し等、必要により避難所の配置等を見直す
実施による効果				
<p>自主防災組織の活動への補助や地域防災のリーダーとしての防災士の養成及び支援を行うことで、自主防災組織の強化が図られ、災害時の迅速な対応につながる。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	行政サービスの質の向上
推進項目	市民サービスの充実・向上

実施事項		担当課	項目No.	
窓口業務の効率化		総務課	29	
現状・課題				
市民の利便性向上と窓口業務の効率化のため、各種申請書様式の簡素化・標準化について窓口連絡会において検討・改善を進めており、引き続き手続きの効率化や窓口業務の改善に取り組む必要がある。				
実施内容				
ICTを活用した窓口支援システムの導入も視野に入れた汎用申請書様式の改善や、マイナンバーカードの利活用等により、市民の利便性の向上と窓口業務の効率化を図るための取組を窓口連絡会において実施し、導入可能な業務について順次運用を図っていく。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】 ○各種汎用申請書様式の改善見直し。 ○申請等手続きの簡素化（押印省略、マイナポータル ^{*1} 利用等）の検討 ○押印省略事務の一部試行運用	【目標に向けた取組】 ○窓口支援システムの導入による各種汎用申請書様式の一部運用 ○申請等手続きの簡素化（マイナポータル利用等）の検討 ○押印省略事務の運用	【目標に向けた取組】 ○ 窓口支援システムの拡大運用 ○申請等手続きの簡素化（マイナポータル利用等）の一部運用 ○死亡後の手続き案内開始	【目標に向けた取組】 ○ 窓口支援システム導入による問題検証 ○申請等手続きの簡素化（マイナポータル利用等）の拡大運用
実施による効果				
市民の利便性の向上と窓口業務の効率化が図られる。				

^{*1} マイナポータル … 政府が運営するオンラインサービス。マイナンバーを活用し、各種行政手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認することができる。

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	行政サービスの質の向上
推進項目	市民サービスの充実・向上

実施事項		担当課	項目No.	
緊急時の情報伝達手段の充実		防災・危機管理課	30	
現状・課題				
<p>防災行政無線のデジタル化や防災メールの導入、電話応答システムの導入など、市民に向け緊急時の情報伝達手段の充実を図ってきた。しかし、豪雨時には防災行政無線の屋外拡声子局の音声が届き取れないこともあり、今後も情報伝達手段の充実が必要である。</p>				
実施内容				
<p>市民が災害時に緊急情報や行政情報を受け取れるように、新たな同報無線システムなど情報伝達手段の充実を図るとともに、市民に対して、市が利用している情報伝達手段の周知と各世帯への普及促進を図る。</p>				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	<p>【目標に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○280MHz防災行政無線システムの導入 <p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段を周知する 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段の周知と各世帯への普及促進 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段の周知と各世帯への普及促進 	<p>【継続的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災情報、緊急情報を発信する ○情報伝達手段の周知と各世帯への普及促進
実施による効果				
<p>多種多様な情報伝達手段を確保し、緊急時の情報伝達の充実させることで市民の安心・安全の確保を図る。</p>				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	行政サービスの質の向上
推進項目	市民サービスの充実・向上

実施事項		担当課		項目No.
広聴活動の充実		地方創生推進課		31
現状・課題				
市民の意見を施策に反映していくためには、陳情や要望に対して適切に対応するとともに、出前懇談会などの意見を聴取する手段を通じて、広聴制度を充実させることが必要である。				
実施内容				
市民の声をより一層行政運営に反映させるため、広聴活動の充実を図る。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【継続的な取組】 ○陳情・要望に対する適切な対応 ○出前懇談会の実施	【継続的な取組】 ○陳情・要望に対する適切な対応 ○出前懇談会の実施	【継続的な取組】 ○陳情・要望に対する適切な対応 ○出前懇談会の実施	【継続的な取組】 ○陳情・要望に対する適切な対応 ○出前懇談会の実施
実施による効果				
市民の意見を反映した施策の展開によって、市民サービスの向上が図られる。				

第5次行政改革大綱 第2期実行プラン(実施内容)

基本方針	行政サービスの質の向上
推進項目	市民サービスの充実・向上

実施事項		担当課	項目No.	
デジタル技術を活用した市民サービスの提供		情報統計課	36	
現状・課題				
急速に進む社会のデジタル化を背景として行政事務のデジタル化が進められており、行政サービスの提供にあたってデジタル技術がもたらす恩恵を市民が実感できる取組が求められている。特に、電子申請システムの活用による行政手続のオンライン化やデジタル技術を活用した各種申請行為の簡素化などを進めなければならない。				
実施内容				
デジタル化が進む社会への対応として必要となる行政手続のオンライン化を実現するため、電子申請システムの再構築やオンライン申請に対応可能な各種の行政手続を拡大する。また、行政窓口での手続等にあたってキャッシュレス決済の導入をはじめ、デジタル技術を活用した手続等の簡素化を進める。				
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取組	【目標に向けた取組】	【目標に向けた取組】	【目標に向けた取組】 ○キャッシュレス決済に対応する業務の拡大 ○電子申請システムの更新 ○オンライン自動応答システムの導入	【目標に向けた取組】 ○キャッシュレス決済に対応する業務の拡大 ○電子申請に対応する業務の拡大 ○オンライン自動応答システムの拡張
実施による効果				
電子申請に対応する行政手続を拡大することで、オンライン上で様々な申請行為等ができるようになり、市民の利便性が飛躍的に向上する。また、行政窓口でも各種手続等をデジタル技術を活用して簡素化することで、市民サービスの質を向上させることができる。				